

記者発表

月 日	発表団体	TEL	発表者
6月13日(金)10:00	兵庫教職員組合		
	兵庫県高等学校教職員組合		書記長 谷 充弘

「教職員の未配置実態調査集計結果(前期)」

※兵庫教組発表部分は割愛しています。

I 小中学校の状況

II 高等学校・特別支援学校の状況

1. 調査期間

5月1日(木)～6月4日(水)

2. 調査基準日

令和7年5月1日(木)

3. 調査方法

高教組の各単組支部へ調査依頼、調査用紙もしくはメール、LINE、Google フォームで回答依頼

4. 回収結果

85校から回答（神戸市立校を除く）

5. 未配置状況

28校で36名の未配置（6月から2名解消のため現在は34名）

※事務職員、特別支援学校の生活学習支援員、介助員、調理員、寄宿舎指導員を含む

III 結果について

- ・県立学校では、新規採用者が赴任先の内示通達（3月）後に、辞退する例あった。
- ・4月新着任者が一日も通勤せずに辞退し、同一校で転勤してきた教員も退職。
- ・1人の担当授業数を増やしている。
- ・担当授業数を少なくして初任者研修に臨む教員にも、担当授業数を増やしている。
- ・養護教諭が2名配置の学校で1名しかおらず、本人の負担もあるが、生徒のことも気がかり。
- ・高校では、表面的に「未配置はない」ところでも、非常勤講師（授業だけを担当）で充当して授業は展開されている。しかし、校務等を他の教職員で対応するため、非常勤講師以外の教職員に業務量で負担がかかっている。

IV. 現場での様子や対応

- ・非常勤講師も見つからず、1年で実施予定の授業を2年にまわすことにしている。
- ・家庭科の教員が不足しており、他教科の教員に臨時免許を発給されて担当している。
- ・教員2名分の仕事を請け負うあまり、過労でダウンされる方が出てきた。
- ・学校（校長）は求人を出したり、退職した教職員に連絡を取ったりして動いているが、補填の目処が一向に立たないもようです。

V. 未配置のためにおこる問題

- ・県教育委員会が目安としている高校教員の週辺りの担当授業数16コマをこえ、20コマ以上を担当している。
- ・教科によっては80人を一クラスとして授業をせざる得ない学校もある。
- ・着任予定、転任予定の方が辞退したため、時間割を6回も変更した。
- ・未配置のままで他の教職員に負担がかかり、結果、負担を負っていた教職員が病気休暇となった。
- ・特別支援学校で、1人の教職員が複数の児童生徒の対応に追われており、安全面で大変。
- ・クラスにゆとりがないので児童が落ち着いて学校生活を送れない。

VI. 今後の組合としての取組等

とりくみの基本

- ・この問題を教職員だけのものとせず、多くの保護者・県民のみなさんと共有したい。

- ・今年も、兵庫県における教職員未配置解消を求める要請署名にとりくむ。
- ・市町教育委員会、県教育委員会にはこの調査結果を重く受け止め、未配置の解消につながるあらゆる方策を検討することを要望。同時に市町教育委員会、県教育委員会の対応では限界があることも事実。全国的な問題であることから文科省への働きかけ（教育予算増・定数改善・給特法の改正等）も引き続き要望していきたい。
- ・当面、市町教育委員会、県教育委員会が独自に予算をつけ、独自の少人数学級やスクールサポートスタッフなどの職員を拡充し、教職員の長時間労働を緩和するなど、今の教職員がこれ以上減らないための施策を求めたい。
- ・特別支援学校の課題過密を解消するため、さらに新設校を開校すること。

県教委に求めること

- ・未配置の実態を県教委の責任で実態に即した調査、把握をすること。
- ・新規採用教職員を大幅に増やすこと。
- ・学校現場が魅力ある職場になるように、教職員の多忙化解消のためにあらゆる施策を講じること。
- ・県教委が導入する様々な ICT 機器の管理運営が可能な業務支援をする人を各校に配置すること。
- ・教諭が本来の業務でない仕事を分担していることの解消（給食会計業務・就学援助会計業務・授業料等学校徴収金事務のシステム等）について、喫緊の課題としてその改善を行うこと。
- ・高校統廃合をすすめることは、現状の 40 人学級を維持し続けることを意味しており、教職員の多忙化改善には繋がらない。また、生徒の教育環境も改善されない。
- ・産育休代替の安定的確保のための加配（先読み加配）の対象教員と期間の拡大を行うこと。また、産育休からの復帰者への支援も含め「復帰後加配」を実施すること。

臨時教職員がより働きやすい職場になるように

- ・同一労働同一賃金の趣旨から、正規教職員と賃金権利が同等になるようにさらに待遇改善にとりくむこと。
- ・非常勤講師（会計年度任用職員）が学校行事や風雨災害などにより賃金未支給となるなど不安定な賃金体制であるため人材確保が困難となることもあり、月給制にすること。